

令和6年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた 調査研究 報告書

MRI 三菱総合研究所

令和7(2025)年3月

ヘルスケア事業本部

目次

1. 事業概要.....	1
1.1 事業の目的.....	1
1.2 事業の進め方.....	1
1.2.1 検討委員会の実施.....	1
1.2.2 老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査.....	1
1.2.3 標準様式(案)の作成.....	1
1.2.4 電子申請届出システムによる申請・届出時の課題整理.....	1
1.2.5 報告書の作成.....	2
1.3 検討委員会の実施.....	2
1.3.1 検討委員会の委員構成.....	2
1.3.2 検討委員会の開催状況.....	3
2. 老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査.....	4
2.1 調査の目的.....	4
2.2 調査事項.....	4
2.3 調査結果概要.....	4
2.4 調査のまとめ.....	50
3. 標準様式案の作成.....	51
3.1 検討の目的.....	51
3.2 検討上の論点.....	51
3.3 検討結果.....	52
3.4 今後の課題.....	56
4. 電子申請届出システムによる申請・届出時の課題整理.....	57
別添資料.....	62

1. 事業概要

1.1 事業の目的

介護サービス事業所が行う介護保険法上の申請届出は、厚生労働大臣が定める様式を使用し、原則として電子申請届出システムにより行うことが介護保険法施行規則により定められている。他方で同時になされることの多い老人福祉法上の申請届出は、都道府県によって様式にばらつきがあること、紙媒体による提出が必要となっていること等により、介護サービス事業所にとっての事務負担のボトルネックとなっている。

そのため本事業では、老人福祉法上の申請届出の早期のオンライン化に向けて、各都道府県が使用する様式の実態や介護保険法上の申請届出と重複する項目の把握等を行い、様式の標準化に向けた検討及び申請届出のオンライン化に向けた課題の整理を行った。

1.2 事業の進め方

上記の目的を達成するため、本事業は以下の手順で実施した。

1.2.1 検討委員会の実施

学識者・有識者等から構成する会議体を設置し、調査設計の検討及び、調査結果を踏まえた老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化について議論を行った。なお、検討委員会は3回開催した。

1.2.2 老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査

老人福祉法上の申請届出の早期のオンライン化に向けて、各都道府県が使用する様式の実態や介護保険法上の申請届出と重複する項目の把握等を行うため、47都道府県の現状に関する調査を行った。

1.2.3 標準様式(案)の作成

1.2.2で実施した調査結果をふまえ、介護サービス事業所が行う老人福祉法上の申請届出に関する標準様式案の検討・作成を行った。

1.2.4 電子申請届出システムによる申請・届出時の課題整理

1.2.2で実施した調査結果をふまえ、介護保険法上の申請届出と老人福祉法上の申請届出を電子申請届出システム上で同時に行う際の課題について整理を行い、システム設計及び業務運用上における対応策を検討した。

1.2.5 報告書の作成

上記、調査の結果について、検討委員会での議論を踏まえて、報告書として取りまとめた。

1.3 検討委員会の実施

1.3.1 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員構成は以下のとおり。

図表 1 検討委員会 構成委員一覧（敬称略・五十音順）

氏名	所属・役職
石田 育秀	一般社団法人全国介護付きホーム協会 事務局員
◎清原 慶子	杏林大学 客員教授
酒井 宏和	一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会 理事
嶋村 勝美	埼玉県庁 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当
清水 正美	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科 教授
永井 正史	一般社団法人全国介護事業者連盟 副理事長
中郷 康一	神戸市福祉局高齢福祉課長
増田 公基	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会 幹事

※◎:委員長

<オブザーバー>

秋山 仁	厚生労働省老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 室長補佐
長谷田 麗子	厚生労働省老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 介護業務効率化推進官
田中 翔	厚生労働省老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 生産性向上推進官
田中 謙吾	厚生労働省 老健局高齢者支援課 企画法令係長
土本 ひより	厚生労働省老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 企画調整係
瀬口 楓	厚生労働省老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 企画調整係
阿久澤 ひかる	厚生労働省老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 介護ロボット係

<事務局>

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア事業本部 社会保障戦略グループ

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 ヘルスケア&ウェルネス事業部

1.3.2 検討委員会の開催状況

検討委員会の開催スケジュールは以下のとおり。

図表 2 検討委員会 開催結果

回数	時期	議題
第1回	令和7年1月16日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の目的、スケジュールの確認・ 老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査の結果(速報)について・ 老人福祉法上の申請届出に関する様式案について
第2回	令和7年2月20日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査の結果について・ 老人福祉法上の申請届出に関する様式案について
第3回	令和7年3月19日(水)	<ul style="list-style-type: none">・ オンライン申請届出の実現に向けた課題の整理結果について・ 報告書案について

2. 老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査

2.1 調査の目的

老人福祉法上の申請届出の早期のオンライン化に向けて、各都道府県が使用する様式の実態や介護保険法上の申請届出と重複する項目の把握等を行うため、47 都道府県の現状に関する調査を行った。

2.2 調査事項

- (1) 法令上で定められている申請届出事項の比較(介護保険法↔老人福祉法)
介護保険法上の申請届出と老人福祉法上の申請届出が重複する介護サービスについて、介護保険法施行規則と老人福祉法施行規則それぞれに規定されている申請届出事項の重複状況を把握した。
- (2) 現在使用されている申請届出様式の整理
47 都道府県を対象に、現在使用されている老人福祉法上の申請届出様式を調査し、各都道府県が介護サービス事業所に対して記載を求めている事項を整理の上把握した。

2.3 調査結果概要

(1) 前提としての老人福祉法上の申請届出種別等の整理

現在、老人福祉法等(一部、社会福祉法を含む)で規定されている申請届出の一覧は以下の通りである。

図表 3 老人居宅生活支援事業の申請届出一覧¹

事業		老人居宅生活支援事業					
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	複合型サービス福祉事業
根拠となる法律	老人福祉法	○	○	○	○	○	○
	社会福祉法						
設置主体	国及び都道府県以外の者	○	○	○	○	○	○
	都道府県						
	市町村及び地方独立行政法人						
	社会福祉法人						
	全体（取り決め無し）						
届出有無	新規	(事業)開始の届出	○	○	○	○	○
		設置の届出					
		認可					
	変更	○	○	○	○	○	○
	休廃止	○	○	○	○	○	○
	入所定員の減少又は増加	-	-	-	-	-	-
介護保険法上のサービス種類		訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス

図表 4 老人福祉施設の申請届出一覧²

事業		老人福祉施設									
		全体	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	
根拠となる法律	老人福祉法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	社会福祉法								○	○	○
設置主体	国及び都道府県以外の者		○	○	○				○		○
	都道府県	○				○	○				
	市町村及び地方独立行政法人					○	○				
	社会福祉法人					○	○			○	
	全体（取り決め無し）							○			
届出有無	新規	(事業)開始の届出									○
		設置の届出		●	●	●	●	●	●	○	
		認可					△	△		◎	
	変更	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	休廃止	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	入所定員の減少又は増加	×	-	-	-	○	○	-	-	-	
介護保険法上のサービス種類		-	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	-	- (※)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	- (※)	- (※)	-	

¹ ○(事業)開始の届出/●(施設)設置の届出/△認可/◎設置の届出(社会福祉法上に規定がある場合)/◎認可(社会福祉法上に規定がある場合)を示す。

² ※法律上では明記されていないが、実質的には(地域密着型)特定施設入居者生活介護と一緒に設置される場合が多い。

(2) 法令上申請届出が必要な事項の整理

1) 法令上申請届出が必要となる事項

老人福祉法上の申請届出の様式の中身の検討のため、老人居宅生活支援事業と老人福祉施設において、それぞれ新規・変更・休廃止の届出ごとに施行規則の条文と記載内容をまとめた。老人居宅生活支援事業と老人福祉施設のサービスそれぞれにおける共通または類似している項目については、共通様式に含めるべき項目として整理し、一部サービスのみで提出を求めている項目についてはサービス別の付表として含められる項目として整理した。また、単純に入力する項目ではなく、別添書類として提出する項目については、添付書類として分類した。これらの内容をもとに、後述する「3. 標準様式案の作成」を実施した。

図表 5 老人居宅生活支援事業_事業開始の届出(1):老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人居宅介護等事業		老人デイサービス事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容
○			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
		○	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例
	○		第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容
	○		第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名
		○	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
	○				第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
○			第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日

図表 6 老人居宅生活支援事業 事業開始の届出(2):
老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人短期入所事業		小規模多機能型居宅介護事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容
○			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
		○	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例
	○		第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容
	○		第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名
		○	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
	○		第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
○			第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日

図表 7 老人居宅生活支援事業 事業開始の届出(3):
認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	認知症対応型老人共同生活援助事業		複合型サービス福祉事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の九 第一号	事業の種類及び内容	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容
○			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
		○	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例
	○		第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容
	○		第一条の九 第五号	主な職員の氏名	第一条の九 第五号	主な職員の氏名
		○	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
	○		第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
○			第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日

図表 8 老人福祉施設_設置の届出(老人福祉法上に規定有)(1):
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人デイサービスセンター		老人短期入所施設	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
	○		第一条の十四第一項 第一号	施設の名称、種類及び所在地	第一条の十四第一項 第一号	施設の名称、種類及び所在地
	○					
○						
		○	第一条の十四第一項 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第一条の十四第一項 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要
		○				
		○				
		○				
		○				
	○					
	○				第一条の十四第一項 第六号	入所定員
	○					
	○		第一条の十四第一項 第三号	職員の定数及び職務の内容	第一条の十四第一項 第三号	職員の定数及び職務の内容
		○				
	○		第一条の十四第一項 第四号	施設の長の氏名	第一条の十四第一項 第四号	施設の長の氏名
	○	○				
	○					
		○	第一条の十四第一項 第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十四第一項 第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
○			第一条の十四第一項 第七号	事業開始の予定年月日	第一条の十四第一項 第七号	事業開始の予定年月日
		○	第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				

図表 9 老人福祉施設 設置の届出(老人福祉法上に規定有)(2):

老人介護支援センター、養護老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人介護支援センター		養護老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
	○		第一条の十四第一項 第一号	施設の名称、種類及び所在地	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地
	○					
○		○	第一条の十四第一項 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要
		○			第二条第一項第三号 イ	施設の運営の方針
		○				
		○				
		○				
	○				第二条第一項第三号 ロ	入所定員
	○					
	○	○	第一条の十四第一項 第三号	職員の定数及び職務の内容	第二条第一項第三号 ハ	職員の定数及び職務の内容
		○				
	○		第一条の十四第一項 第四号	施設の長の氏名		
	○	○			第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
	○					
		○	第一条の十四第一項 第五号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）		
○			第一条の十四第一項 第七号	事業開始の予定年月日	第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日
		○	第一条の十四第二項	国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				

図表 10 老人福祉施設 設置の届出(老人福祉法上に規定有)_(3):
特別養護老人ホーム、有料老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
	○		第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地		
	○				老人福祉法第二十九条第一項第一号	施設の名称及び設置予定地
○					老人福祉法第二十九条第一項第二号	設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
		○	第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二十条の五 第五号	建物の規模及び構造並びに設備の概要
		○			第二十条の五 第八号	施設の運営の方針
		○			第二十条の五 第四号	施設において供与される介護等の内容
		○	第二条第一項第四号イ	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程		
		○	第二条第一項第四号ロ	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		
		○	第二条第一項第四号ハ	職員の勤務の体制及び勤務形態		
	○		第二条第一項第四号ニ	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）		
	○				第二十条の五 第九号	入居定員及び居室数
	○				第二十条の五 第十号	職員の配置の計画
	○	○	第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴		
	○				第二十条の五 第三号	施設の管理者の氏名及び住所
		○				
○			第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日	第二十条の五 第二号	事業開始の予定年月日
		○	第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第二十条の五 第一号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
		○			第二十条の五 第六号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
		○			第二十条の五 第七号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
		○			第二十条の五 第十一号	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
		○			第二十条の五 第十二号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
		○			第二十条の五 第十三号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
		○			第二十条の五 第十四号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
		○			第二十条の五 第十五号	長期の収支計画
		○			第二十条の五 第十六号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

図表 11 老人福祉施設 設置の届出(社会福祉法上に規定有):軽費老人ホーム、老人福祉センター

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム		老人福祉センター	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○					社会福祉法第六十九条第一項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地
○			社会福祉法第六十二条第一項 第一号	施設の名称及び種類		
○					社会福祉法第六十九条第一項	事業の種類及び内容
○			社会福祉法第六十二条第一項 第四号	建物その他の設備の規模及び構造		
○		○	社会福祉法第六十二条第一項 第二号	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況		
		○	社会福祉法第六十二条第一項 第三号	条例、定款その他の基本約款	社会福祉法第六十九条第一項	条例、定款その他の基本約款
○			社会福祉法第六十二条第一項 第五号	事業開始の予定年月日		
○		○	社会福祉法第六十二条第一項 第六号	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員 の氏名及び経歴		
		○	社会福祉法第六十二条第一項 第七号	福祉サービスが必要とする者に対する処遇の 方法		

図表 12 老人福祉施設 設置認可の申請:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地	第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地
○			第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要
		○			第三条第一項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
		○	第三条第一項	施設の運営の方針		
○			第三条第一項	入所定員		
		○			第三条第一項	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
○			第三条第一項	職員の定数及び職務の内容		
		○			第三条第一項	職員の勤務の体制及び勤務形態
○					第三条第一項	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
○		○	第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
○			第三条第一項	事業開始の予定年月日	第三条第一項	事業開始の予定年月日
		○	第三条第二項	登記事項証明書	第三条第二項	登記事項証明書

図表 13 老人福祉施設 設置認可の申請(社会福祉法上に規定有):軽費老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、 社会福祉法上の記載
○			社会福祉法第六十二 条第三項	施設の名称及び種類
○		○	社会福祉法第六十二 条第三項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び 資産状況
		○	社会福祉法第六十二 条第三項	条例、定款その他の基本約款
		○	社会福祉法第六十二 条第三項	建物その他の設備の規模及び構造
○		○	社会福祉法第六十二 条第三項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職 員の氏名及び経歴
○			社会福祉法第六十二 条第三項	事業開始の予定年月日
		○	社会福祉法第六十二 条第三項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の 方法
		○	社会福祉法第六十二 条第三項 第一号	当該事業を運営するための財源の調達及び その管理の方法
		○	社会福祉法第六十二 条第三項 第二号	施設の管理者の資産状況
		○	社会福祉法第六十二 条第三項 第三号	建物その他の設備の使用の権限
		○	社会福祉法第六十二 条第三項 第四号	経理の方針
		○	社会福祉法第六十二 条第三項 第五号	事業の経営者又は施設の管理者に事故が あるときの処置

図表 14 老人居宅生活支援事業 変更(1):老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人居宅介護等事業		老人デイサービス事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、 社会福祉法上の記載
○			第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容
○			第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるとき は、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるとき は、その名称及び主たる事務所の所在地）
	○		第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名
	○		第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を 受けて事業を行おうとする者にあつては、当該 市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を 受けて事業を行おうとする者にあつては、当該 市町村の名称を含む。）
	○				第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事 業、小規模多機能型居宅介護事業、認知 症対応型老人共同生活援助事業又は複 合型サービス福祉事業を行おうとする者にあ つては、当該事業の用に供する施設、サービ スの拠点又は住居の名称、種類（小規模 多機能型居宅介護事業、認知症対応型老 人共同生活援助事業及び複合型サービス 福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び 入所定員、登録定員又は入居定員（老人 デイサービス事業に係るものを除く。）

図表 15 老人居宅生活支援事業_変更(2):老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人短期入所事業		小規模多機能型居宅介護事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容
○			第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
	○		第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名
	○		第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
	○		第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

図表 16 老人居宅生活支援事業_変更(3):
認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	認知症対応型老人共同生活援助事業		複合型サービス福祉事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の十	事業の種類及び内容	第一条の十	事業の種類及び内容
○			第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第一条の十	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
	○		第一条の十	主な職員の氏名	第一条の十	主な職員の氏名
	○		第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第一条の十	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
	○		第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	第一条の十	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

図表 17 老人福祉施設_変更(老人福祉法上に規定有)_ (1):
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人デイサービスセンター		老人短期入所施設	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第三条の二	施設の名称、種類及び所在地	第三条の二	施設の名称、種類及び所在地
○			第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要
	○		第三条の二	施設の長の氏名	第三条の二	施設の長の氏名
	○					
	○		第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
	○				第三条の二	入所定員
	○	○				
		○				
		○				
		○				
	○					
	○					
		○				
	○					
	○					

図表 18 老人福祉施設_変更(老人福祉法上に規定有)_ (2):
老人介護支援センター、養護老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人介護支援センター		養護老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第三条の二	施設の名称、種類及び所在地	第四条 第一号	施設の名称及び所在地
○			第三条の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要
	○		第三条の二	施設の長の氏名		
	○					
	○		第三条の二	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）		
	○					
	○	○			第四条 第三号	施設の運営の方針
		○				
		○				
		○				
	○					
	○					
		○				
	○					
	○					

図表 19 老人福祉施設_変更(老人福祉法上に規定有)_(3):
特別養護老人ホーム、有料老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第四条 第一号	施設の名称及び所在地		
○			第四条 第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二十条の五の二	建物の規模及び構造並びに設備の概要
	○					
	○				第二十条の五の二	施設の管理者の氏名及び住所
	○					
	○				第二十条の五の二	入居定員及び居室数
		○	第四条 第三号	施設の運営の方針	第二十条の五の二	施設の運営の方針
		○			第二十条の五の二	施設において供与をされる介護等の内容
		○			第二十条の五の二	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
		○			第二十条の五の二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
		○			第二十条の五の二	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
	○				第二十条の五の二	職員の配置の計画
	○				第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
		○			第二十条の五の二	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
	○				第二十条の五の二	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
	○				第二十条の五の二	長期の収支計画

図表 20 老人福祉施設_変更(社会福祉法上に規定有):軽費老人ホーム、老人福祉センター

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム		老人福祉センター	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○					社会福祉法第六十九条第二項	経営者の名称及び主たる事務所の所在地
○			社会福祉法第六十三条第一項	施設の名称及び種類		
○					社会福祉法第六十九条第二項	事業の種類及び内容
○		○	社会福祉法第六十三条第一項	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況		
		○	社会福祉法第六十三条第一項	条例、定款その他の基本約款	社会福祉法第六十九条第二項	条例、定款その他の基本約款
		○	社会福祉法第六十三条第一項 社会福祉法第六十三条第二項	建物その他の設備の規模及び構造		
○			社会福祉法第六十三条第一項 社会福祉法第六十三条第二項	事業開始の予定年月日		
○		○	社会福祉法第六十三条第一項	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴		
		○	社会福祉法第六十三条第一項 社会福祉法第六十三条第二項	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法		
		○	社会福祉法第六十三条第二項	(国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外) 当該事業を運営するための財源の調達及びその管理の方法		
		○	社会福祉法第六十三条第二項	(国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外) 経理の方針		
		○	社会福祉法第六十三条第二項	(国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外) 事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置		

図表 21 老人居宅生活支援事業 廃止又は休止の届出(1):
老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人居宅介護等事業		老人デイサービス事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日
○			第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由
○			第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
○			第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

図表 22 老人居宅生活支援事業 廃止又は休止の届出(2):
老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人短期入所事業		小規模多機能型居宅介護事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日
○			第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由
○			第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
○			第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

図表 23 老人居宅生活支援事業 廃止又は休止の届出(3):
認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

共通様式	サービス別の付表	添付書類	認知症対応型老人共同生活援助事業		複合型サービス福祉事業	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第一条の十一 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日
○			第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由	第一条の十一 第二号	廃止又は休止の理由
○			第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	第一条の十一 第三号	現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
○			第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	第一条の十一 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

図表 24 老人福祉施設 廃止又は休止の届出(老人福祉法上に規定有)(1):
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人デイサービスセンター		老人短期入所施設	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日	第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日
○						
○			第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由	第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由
○						
○			第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置	第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置
○						
○			第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
○						
○						
○						
○						
○						

図表 25 老人福祉施設 廃止又は休止の届出(老人福祉法上に規定有)_(2):
老人介護支援センター、養護老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	老人介護支援センター		養護老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第四条の二 第一号	廃止し、又は休止しようとする年月日		
○					第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日
○			第四条の二 第二号	廃止又は休止の理由		
○					第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
○					第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
○			第四条の二 第三号	現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置		
○					第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置
○					第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置
○			第四条の二 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
○					第五条 第三号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
○					第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員
○					第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員
○					第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、増加後の入所定員
○					第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、その年月日及び増加後の入所定員

図表 26 老人福祉施設 廃止又は休止の届出(老人福祉法上に規定有)_(3):
特別養護老人ホーム、有料老人ホーム

共通様式	サービス別の付表	添付書類	特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○						
○			第四条の三 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日	老人福祉法第二十九条第三項	廃止の旨
○			第四条の三 第二号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由		
○			第五条 第一号	廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由		
○						
○			第四条の三 第三号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置		
○			第五条 第二号	廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置		
○			第四条の三 第四号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
○			第五条 第三号	休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
○			第四条の三 第五号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員		
○			第五条 第四号	入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員		
○			第四条の三 第六号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、増加後の入所定員		
○			第五条 第五号	入所定員を増加しようとする場合にあっては、その年月日及び増加後の入所定員		

図表 27 老人福祉施設 廃止又は休止の届出(社会福祉法上に規定有):
軽費老人ホーム、老人福祉センター

共通様式	サービス別の付表	添付書類	軽費老人ホーム		老人福祉センター	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			社会福祉法第六十四条	廃止の旨	社会福祉法第六十九条第二項	廃止の旨

2) 介護保険法上の申請届出との重複状況

今後の介護保険法上の申請届出との同時申請等時の入力負担軽減策の検討のため、介護保険法上の申請届出と老人福祉法上の申請届出が重複する介護サービスについて、介護保険法施行規則と老人福祉法施行規則それぞれに規定されている申請届出事項の重複状況を整理した。

介護保険法上の届出項目数を分母とした場合、一致率は 39%であったが、介護保険法上にのみ規定されている項目を分母から除外した場合、一致率は 63%まで増加した。さらに老人福祉法上の届出項目数を分母とした場合には、一致率は 88%まで上昇した。この 9 割の一致率については、介護保険法上と老人福祉法上の申請届出、両方を行う際、お互いに内容を自動転記する等、技術的に入力負担軽減策を図る可能性がある項目として考えられる。

介護保険法と老人福祉法の届出項目について、お互いが一致しているかの観点で比較を行った。一部抜粋した居宅介護支援事業所の比較結果は以下の通りである。

図表 28 法令上で定められている申請届出事項の比較結果(1)

サービス種類			種別		老人福祉法 施行規則条 文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	介護保険法施行規則条文			
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉 法	介護保険 法			訪問介護	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	第一号 訪問事業
老人居宅生 活支援事業	老人居宅介 護等事業	訪問介護 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護 夜間対応型 訪問介護 第一号訪問 事業	事業開始 の届出	新規指定	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容				
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	第百十四条第 一項 第二号	第百三十一条 の二の二第一 項 第二号	第百三十一条 の三第一項 第二号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第二号
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第百十四条第 一項 第四号	第百三十一条 の二の二第一 項 第四号	第百三十一条 の三第一項 第四号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第四号
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第百十四条第 一項 第七号	第百三十一条 の二の二第一 項 第七号	第百三十一条 の三第一項 第七号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第八号
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名		第百三十一条 の二の二第一 項 第六号	第百三十一条 の三第一項 第六号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第七号
							第百十四条第 一項 第六号			
					第一条の九 第六号	事業をおこなうとする区域（市町村の委託を受けて事業をおこなうする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	第百十四条第 一項 第七号	第百三十一条 の二の二第一 項 第七号	第百三十一条 の三第一項 第七号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第八号
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第百十四条第 一項 第三号	第百三十一条 の二の二第一 項 第三号	第百三十一条 の三第一項 第三号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第三号
							第百十四条第 一項 第一号	第百三十一条 の二の二第一 項 第一号	第百三十一条 の三第一項 第一号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第一号
							第百十四条第 一項 第五号			
								第百三十一条 の二の二第一 項 第五号	第百三十一条 の三第一項 第五号	
										第百四十条の 六十三の五第 一項 第五号
							第百十四条第 一項 第五号の 二			第百四十条の 六十三の五第 一項 第六号
							第百十四条第 一項 第八号	第百三十一条 の二の二第一 項 第八号	第百三十一条 の三第一項 第八号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第九号
							第百十四条第 一項 第七号	第百三十一条 の二の二第一 項 第七号	第百三十一条 の三第一項 第七号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第八号
							第百十四条第 一項 第九号	第百三十一条 の二の二第一 項 第九号	第百三十一条 の三第一項 第九号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第十号
		第百十四条第 一項 第十号	第百三十一条 の二の二第一 項 第十号	第百三十一条 の三第一項 第十号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第十一 号					
		第百十四条第 一項 第十一 号	第百三十一条 の二の二第一 項 第十一号	第百三十一条 の三第一項 第十一号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第十二 号					

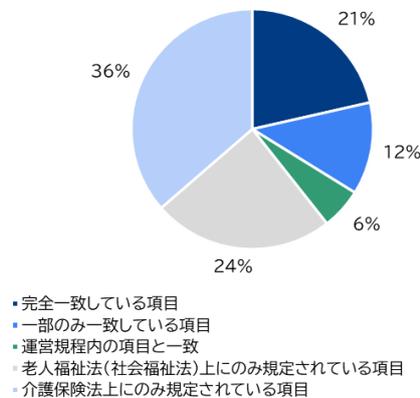
図表 29 法令上で定められている申請届出事項の比較結果(2)

サービス種類			種別		介護保険法施行規則上の記載	一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上のみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類	
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法			様式	添付書類
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護 看護 夜間対応型 訪問介護 第一号訪問 事業	事業開始 の届出	新規指定	※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能	○	○	
					申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	△	○	
					申請者の登記事項証明書又は条例等	○		○
					運営規程（二 従業者の職種、員数及び職務の内容）	■	○	
					事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○	
					事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	
					運営規程（五 通常の事業の実施地域）	■	○	
					当該申請に係る事業の開始の予定年月日	○	○	
					事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地			
					事業所の平面図			
					事業所の平面図及び設備の概要			
					建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要			
					利用者の推定数			
					利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
					運営規程			
					当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態			
法第七十条第二項各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）								
その他指定に関し必要と認める事項								

図表 30 法令上で定められている申請届出事項の比較結果
介護保険法完全上の届出項目数を分母とした場合(1)

一致状況		老人居宅生活支援事業		老人福祉施設		合計		一致状況		%	
○	完全一致している項目	57	28%	36	15%	93	21%	完全一致している項目		21%	
△	一部のみ一致している項目	23	11%	31	13%	54	12%	一部のみ一致している項目		12%	
■	運営規程内の項目と一致	16	8%	8	3%	24	6%	運営規程内の項目と一致		6%	
-	老人福祉法(社会福祉法)上のみ規定されている項目	4	2%	101	43%	105	24%	老人福祉法(社会福祉法)上のみ規定されている項目		24%	
空欄	介護保険法上のみ規定されている項目	101	50%	57	24%	158	36%	介護保険法上のみ規定されている項目		36%	
合計		201	100%	233	100%	434	100%	合計		100%	

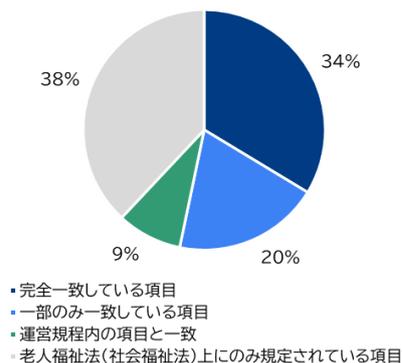
図表 31 法令上で定められている申請届出事項の比較結果
介護保険法完全上の届出項目数を分母とした場合(2)



図表 32 法令上で定められている申請届出事項の比較結果
介護保険法上のみ規定されている項目を分母から除外(1)

一致状況		老人居宅生活支援事業		老人福祉施設		合計		一致状況		%	
○	完全一致している項目	57	57%	36	20%	93	34%	完全一致している項目		34%	
△	一部のみ一致している項目	23	23%	31	18%	54	20%	一部のみ一致している項目		20%	
■	運営規程内の項目と一致	16	16%	8	5%	24	9%	運営規程内の項目と一致		9%	
-	老人福祉法(社会福祉法)上のみ規定されている項目	4	4%	101	57%	105	38%	老人福祉法(社会福祉法)上のみ規定されている項目		38%	
合計		100	100%	176	100%	276	100%	合計		100%	

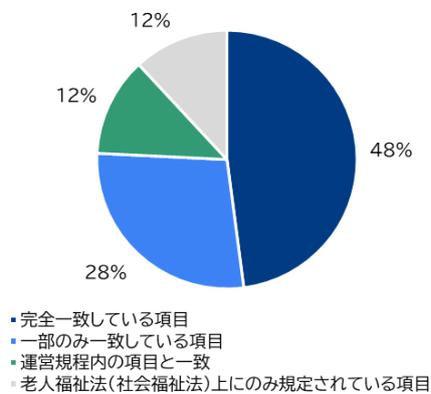
図表 33 法令上で定められている申請届出事項の比較結果
介護保険法上のみ規定されている項目を分母から除外(2)



図表 34 法令上で定められている申請届出事項の比較結果
老人福祉法上の届出項目数を分母とした場合(1)

一致状況		老人居宅生活支援事業		老人福祉施設		合計		一致状況		%
○	完全一致している項目	57	57%	36	38%	93	48%	完全一致している項目		48%
△	一部のみ一致している項目	23	23%	31	33%	54	28%	一部のみ一致している項目		28%
■	運営規程内の項目と一致	16	16%	8	9%	24	12%	運営規程内の項目と一致		12%
-	老人福祉法（社会福祉法）上のみ規定されている項目	4	4%	19	20%	23	12%	老人福祉法（社会福祉法）上のみ規定されている項目		12%
合計		100	100%	94	100%	194	100%	合計		100%

図表 35 法令上で定められている申請届出事項の比較結果
老人福祉法上の届出項目数を分母とした場合(2)



図表 36 老人福祉法と介護保険法の施行規則上の記載の比較と一致の根拠³

老人福祉法施行規則上の記載	介護保険法施行規則上の記載	一致の根拠
事業の種類及び内容	—	介護保険法上の申請届出様式で判別可能
職員の定数及び職務の内容	運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容
主な職員の氏名	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	第1回委員会ご意見
事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	運営規程	通常の事業の実施地域 通常の送迎の実施地域
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程	運営規程	運営規程
施設において供与をされる介護等の内容	運営規程	四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び 利用料その他の費用の額
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類	—	
設置しようとする者の直近の事業年度の決算書	—	
法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額	—	
法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	—	
一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容	—	
事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	—	
長期の収支計画	—	
入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	—	

(3) 申請届出時に実際に都道府県が求める事項の整理

1) 用いられている様式の種類

上記「(2)法令上申請届出が必要な事項の整理」では老人福祉法等上での規定について整理を行ったが、その法令を受けての各都道府県における様式の実情を把握するために、47 都道府県を対象に、現在使用されている老人福祉法上の申請届出様式の分類について公開資料をもとに調査を行った。調査結果は次ページの通りである。

すべてのサービス種類について様式を公開している都道府県において使用されている様式の数
は以下のとおり。新規については6～10とバラつきがあったが、変更・休廃止については、6と差が
少なく、標準様式(案)について付表をまとめる可能性が示唆された。

³ 認知症対応型共同生活介護は運営基準省令第百二条に関連項目はない。

図表 37 都道府県別に用いられている様式の種類の数の集計結果

新規			変更			休廃止		
番号	都道府県	様式数	番号	都道府県	様式数	番号	都道府県	様式数
	1北海道	8	1北海道		6		7福島県	6
	2青森県	8	2青森県		6		13東京都	6
	3岩手県	8	3岩手県		6		22静岡県	6
	7福島県	10	4宮城県		6		26京都府	6
	13東京都	10	5秋田県		6		30和歌山	6
	18福井県	7	7福島県		6		33岡山県	6
	21岐阜県	10	13東京都		6		36徳島県	6
	22静岡県	6	21岐阜県		6		38愛媛県	6
	26京都府	8	22静岡県		6		45宮崎県	6
	33岡山県	8	25滋賀県		6		47沖縄県	6
	36徳島県	10	26京都府		6			
	38愛媛県	8	30和歌山		6			
	45宮崎県	8	33岡山県		6			
	47沖縄県	8	36徳島県		6			
			38愛媛県		6			
			45宮崎県		6			
			47沖縄県		6			

10の場合、養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホームそれぞれにて設置の届出、認可申請を別の様式を使用
 (7の場合は、養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホームの種類別に1つのみ)

図表 38 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人居宅生活支援事業_新規(1)⁴

No.	都道府県	届出対象サービス					複合型サービス福祉事業
		老人居宅生活支援事業 (事業開始の届出)					
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)	
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス
1	北海道	1	1	1	1	1	1
2	青森県	1	1	1	1	1	1
3	岩手県	1	1	1	1	1	1
4	宮城県	1	1	1			
5	秋田県	1	1	1	1	1	
6	山形県	1	1	1		1	
7	福島県	1	1	1	1	1	1
8	茨城県	1	1	1		1	
9	栃木県	1	1	1			
10	群馬県	1	1	1	1	1	
11	埼玉県	1	1	1	1	1	1
12	千葉県	1	1	1	1	1	1
13	東京都	1	1	1	1	1	1
14	神奈川県	1	1	1	1	1	1
15	新潟県	1	1	1	1	1	1
16	富山県	1	1	1	1	1	
17	石川県	1	1	1		1	
18	福井県	1	1	1	1	1	1
19	山梨県	1	1	1	1	1	1
20	長野県	1	1	1	1	1	1
21	岐阜県	1	1	1	1	1	1
22	静岡県	1	1	1	1	1	1
23	愛知県	1	1		1	1	1
24	三重県	1	1	1	1	1	1
25	滋賀県	1	1	1	1	1	

⁴ 各都道府県のグレーの塗りつぶしは様式に個別サービス種類名の記載がないことを示す。

図表 39 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人居宅生活支援事業_新規(2)⁵

No.	都道府県	届出対象サービス					
		老人居宅生活支援事業 (事業開始の届出)					
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)	複合型サービス福祉事業
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス
26	京都府	1	1	1	1	1	1
27	大阪府	1	1	1			
28	兵庫県	1	1	1	1	1	1
29	奈良県						
30	和歌山	1					
31	鳥取県	1	1	1	1	1	
32	島根県	1	1	1	1	1	1
33	岡山県	1	1	1	1	1	1
34	広島県	1	1	1	1	1	1
35	山口県	1	1	1	1	1	
36	徳島県	1	1	1	1	1	1
37	香川県	1	1	1	1	1	1
38	愛媛県	1	1	1	1	1	1
39	高知県	1	1	1	1	1	
40	福岡県	1	1	1	1	1	1
41	佐賀県	1	1	1	1	1	1
42	長崎県	1	1	1	1	1	1
43	熊本県	1	1	1	1	1	
44	大分県	1	1	1	1	1	1
45	宮崎県	1	1	1	1	1	1
46	鹿児島	1					
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1

⁵ 各都道府県の水色の塗りつぶしは公開様式の抜け漏れがあることを示す。

図表 40 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人福祉施設_新規(1)⁶⁷

No.	都道府県	届出対象サービス											
		老人福祉施設											
		老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	軽費老人ホーム		老人福祉センター	
設置の届出	認可申請				設置の届出	認可申請	設置の届出	設置の届出		認可申請			
	介護保険法上のサービス種類	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	— (※)		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設		— (※)		— (※)		—
1	北海道	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	
2	青森県	2	2	2	3	4	5	6	7	8			
3	岩手県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	
4	宮城県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	
5	秋田県	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
6	山形県	2	2	2					3				
7	福島県	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
8	茨城県	2	2	2	3	4	3	4	5				
9	栃木県	2	2	2	3	4	3	4	5	6			
10	群馬県	2	2	2			3	4	5	6	7		
11	埼玉県	2	2	2					3				
12	千葉県	2	2	2					3				
13	東京都	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
14	神奈川県	2	2	2		3		3	4				
15	新潟県	2	2	2	3	4	3	4	5				
16	富山県	2	2	2					3				
17	石川県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7		
18	福井県	2	2	2	★	3	★	3	4	5	6	7	
19	山梨県	2	2	2	3	4	5	6	7				
20	長野県	2	2		3	4	5	6	7				
21	岐阜県	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
22	静岡県	2	2	2	★	3	★	3	4	5		6	
23	愛知県	2	2	2	3	4	3	4	5				
24	三重県	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9		
25	滋賀県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8	

⁶ 各都道府県の★は事業開始届が公開様式として掲載されていたことを示す。

⁷ ※法律上では明記されていないが、実質的には(地域密着型)特定施設入居者生活介護と一緒に設置される場合が多い。

図表 41 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人福祉施設_新規(2)

No.	都道府県	届出対象サービス										
		老人福祉施設										
		老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		有料老人ホーム	軽費老人ホーム		老人福祉センター
設置の届出	認可申請				設置の届出	認可申請	設置の届出	設置の届出		認可申請		
	介護保険法上のサービス種類	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—(※)		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	—(※)		—(※)		—
26	京都府	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8
27	大阪府	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8
28	兵庫県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8
29	奈良県					1		1	2	3		
30	和歌山	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10
31	鳥取県	2	2	2	3	4	3	4	5			
32	島根県	2	2	2	3	4	5	6	7			
33	岡山県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8
34	広島県	2	2	2	★	3	★	3	4	5	5	
35	山口県	2	2	2	3	4	5	6	7			
36	徳島県	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10
37	香川県	2	2	2					3	4	5	
38	愛媛県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8
39	高知県	2	2	2	3	4	3	4	5	★	★	6
40	福岡県	2	2	2	3	4	5	6	7	8		
41	佐賀県	2	2		3	4	3	4	5	6	7	8
42	長崎県	2	2	2		3		3				
43	熊本県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	
44	大分県	2	2	2	3	4	3	4	5			6
45	宮崎県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8
46	鹿児島	2	2	2	3	4	3	4	5			
47	沖縄県	2	2	2	3	4	3	4	5	6	7	8

図表 42 現在使用されている申請届出様式の整理状況
様式数・設置の届出と設置認可の様式整理(1)⁸

No.	都道府県	届出種類									
		事業開始（設置）届									
	介護保険法上のサービス種類	設置の届出と設置認可の様式整理									
		養護老人ホーム/特別養護老人ホーム					軽費老人ホーム				
		様式数	両サービス、設置と認可がすべて別々の様式（合計4つ）	両サービスは同じ様式、設置と認可は異なる様式（合計2つ）	すべて同じ様式（合計1つ）	その他(★)	公開様式の抜け漏れあり	設置と認可が別々の様式（合計2つ）	設置と認可で同じ様式（合計1つ）	その他(★)	公開様式の抜け漏れあり
1	北海道	8		1				1			
2	青森県	8	1								1
3	岩手県	8		1				1			
4	宮城県	8		1				1			
5	秋田県	10	1					1			
6	山形県	3					1				1
7	福島県	10	1					1			
8	茨城県	5		1							1
9	栃木県	6		1							1
10	群馬県	7					1	1			
11	埼玉県	3					1				1
12	千葉県	3					1				1
13	東京都	10	1					1			
14	神奈川県	4					1				1
15	新潟県	5		1							1
16	富山県	3					1				1
17	石川県	7		1				1			
18	福井県	7				1		1			
19	山梨県	7	1								1
20	長野県	7	1								1
21	岐阜県	10	1					1			
22	静岡県	6				1					1
23	愛知県	5		1							1
24	三重県	9	1					1			
25	滋賀県	8		1				1			

⁸ 様式数は各都道府県の老人居宅生活支援事業と老人福祉施設を合わせた総数である。

図表 43 現在使用されている申請届出様式の整理状況
様式数・設置の届出と設置認可の様式整理(2)

No.	都道府県	届出種類									
		事業開始（設置）届									
	介護保険法上のサービス種類	設置の届出と設置認可の様式整理									
		養護老人ホーム/特別養護老人ホーム					軽費老人ホーム				
		様式数	両サービス、設置と認可がすべて別々の様式（合計4つ）	両サービスは同じ様式、設置と認可は異なる様式（合計2つ）	すべて同じ様式（合計1つ）	その他(★)	公開様式の抜け漏れあり	設置と認可が別々の様式（合計2つ）	設置と認可で同じ様式（合計1つ）	その他(★)	公開様式の抜け漏れあり
26	京都府	8		1				1			
27	大阪府	7		1				1			
28	兵庫県	6		1				1			
29	奈良県	3					1	1			
30	和歌山	10	1					1			
31	鳥取県	5		1							1
32	島根県	7	1								1
33	岡山県	8		1				1			
34	広島県	5				1			1		
35	山口県	7	1								1
36	徳島県	10	1					1			
37	香川県	5					1	1			
38	愛媛県	8		1				1			
39	高知県	6		1						1	
40	福岡県	8	1								1
41	佐賀県	8		1				1			
42	長崎県	3					1				1
43	熊本県	7		1				1			
44	大分県	6		1							1
45	宮崎県	8		1				1			
46	鹿児島	5		1							1
47	沖縄県	8		1				1			
	合計		13	22	0	3	9	25	1	1	20

図表 44 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人居宅生活支援事業_変更(1)

No.	都道府県	届出対象サービス					
		老人居宅生活支援事業					
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	複合型サービス福祉事業
介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	
1	北海道	1	1	1	1	1	1
2	青森県	1	1	1	1	1	1
3	岩手県	1	1	1	1	1	1
4	宮城県	1	1	1	1	1	1
5	秋田県	1	1	1	1	1	1
6	山形県	1	1	1	1	1	1
7	福島県	1	1	1	1	1	1
8	茨城県	1	1	1	1	1	1
9	栃木県	1	1	1			
10	群馬県	1	1	1	1	1	1
11	埼玉県	1	1	1	1	1	1
12	千葉県	1	1	1	1	1	1
13	東京都	1	1	1	1	1	1
14	神奈川県	1	1	1	1	1	1
15	新潟県	1	1	1	1	1	1
16	富山県						
17	石川県	1	1	1	1	1	1
18	福井県	1	1	1	1	1	1
19	山梨県	1	1	1	1	1	1
20	長野県	1	1	1	1	1	1
21	岐阜県	1	1	1	1	1	1
22	静岡県	1	1	1	1	1	1
23	愛知県	1			1	1	1
24	三重県	1	1	1	1	1	1
25	滋賀県	1	1	1	1	1	1

図表 45 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人居宅生活支援事業_変更(2)

No.	都道府県	届出対象サービス					
		老人居宅生活支援事業					
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)	複合型サービス福祉事業
介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス	
26	京都府	1	1	1	1	1	1
27	大阪府	1	1	1			
28	兵庫県	1	1	1	1	1	1
29	奈良県						
30	和歌山	1	1	1	1	1	1
31	鳥取県	1	1	1	1	1	1
32	島根県	1	1	1	1	1	1
33	岡山県	1	1	1	1	1	1
34	広島県	1	1	1	1	1	1
35	山口県	1	1	1	1	1	
36	徳島県	1	1	1	1	1	1
37	香川県	1	1	1	1	1	1
38	愛媛県	1	1	1	1	1	1
39	高知県	1	1	1	1	1	
40	福岡県	1	1	1	1	1	1
41	佐賀県	1	1	1	1	1	1
42	長崎県						
43	熊本県	1	1	1	1	1	
44	大分県	1	1	1	1	1	1
45	宮崎県	1	1	1	1	1	1
46	鹿児島	1	1	1	1	1	1
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1

図表 46 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人福祉施設_変更と様式数(1)

No.	都道府県	届出対象サービス								届出種類
		老人福祉施設								事業変更届
		老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	
介護保険法上のサービス種類	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—(※)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	—(※)	—(※)	—	様式数	
1	北海道	2	2	2	3	3	4	5	6	6
2	青森県	2	2	2	3	4	5	6		6
3	岩手県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
4	宮城県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
5	秋田県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
6	山形県	2	2	2			3			3
7	福島県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
8	茨城県	2	2	2	3	3	4	5		5
9	栃木県	2	2	2	3	3	4	5		5
10	群馬県	2	2	2		3	4	5		5
11	埼玉県	2	2	2			3			3
12	千葉県	2	2	2	3	3	4	5		5
13	東京都	2	2	2	3	3	4	5	6	6
14	神奈川県	2	2	2	3	3	4			4
15	新潟県	2	2	2	3	3	4			4
16	富山県						1			1
17	石川県	2	2	2	3	3	4	5		5
18	福井県	2	2	2		3	4	5	6	6
19	山梨県	2	2	2	3	4	5			5
20	長野県	2	2		3	3	4			4
21	岐阜県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
22	静岡県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
23	愛知県	2	2	2	3	3	4			4
24	三重県	2	2		3	3	4	5		5
25	滋賀県	2	2	2	3	3	4	5	6	6

図表 47 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人福祉施設_変更と様式数(2)

No.	都道府県	届出対象サービス							届出種類	
		老人福祉施設							事業変更届	
		老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	
	介護保険法上のサービス種類	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	— (※)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	— (※)	— (※)	—	様式数
26	京都府	2	2	2	3	3	4	5	6	6
27	大阪府	2	2	2	3	3	4	5		5
28	兵庫県	2	2	2	3	3		4		4
29	奈良県							1		1
30	和歌山	2	2	2	3	3	4	5	6	6
31	鳥取県	2	2	2	3	3	4			4
32	島根県	2	2	2	3	3	4			4
33	岡山県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
34	広島県	2	2	2	3	3	4	5		5
35	山口県	2	2	2	3	3	4			4
36	徳島県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
37	香川県	2	2	2			3	4		4
38	愛媛県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
39	高知県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
40	福岡県	2	2	2	3	3	4	5		5
41	佐賀県	2	2		3	3	4	5	6	6
42	長崎県									
43	熊本県	2	2	2	3	3	4	5		5
44	大分県	2	2	2	3	3	4		5	5
45	宮崎県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
46	鹿児島	1	1	1	2	2	3	4		4
47	沖縄県	2	2	2	3	3	4	5	6	6

図表 48 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人居宅生活支援事業_休廃止(1)

No.	都道府県	届出対象サービス					
		老人居宅生活支援事業					
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	複合型サービス福祉事業
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス
1	北海道	1	1	1	1	1	1
2	青森県	1	1	1	1	1	1
3	岩手県	1	1	1	1	1	1
4	宮城県	1	1	1	1	1	1
5	秋田県	1	1	1	1	1	1
6	山形県						
7	福島県	1	1	1	1	1	1
8	茨城県	1	1	1	1	1	1
9	栃木県	1	1	1			
10	群馬県	1	1	1	1	1	1
11	埼玉県	1	1	1	1	1	1
12	千葉県	1	1	1	1	1	1
13	東京都	1	1	1	1	1	1
14	神奈川	1	1	1	1	1	1
15	新潟県	1	1	1	1	1	1
16	富山県						
17	石川県	1	1	1	1	1	1
18	福井県	1	1	1	1	1	1
19	山梨県	1	1	1	1	1	1
20	長野県	1	1	1	1	1	1
21	岐阜県	1	1	1	1	1	1
22	静岡県	1	1	1	1	1	1
23	愛知県	1			1	1	1
24	三重県	1	1	1	1	1	1
25	滋賀県	1	1	1	1	1	

図表 49 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人居宅生活支援事業_休廃止(2)

No.	都道府県	届出対象サービス					
		老人居宅生活支援事業					
		老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)	複合型サービス福祉事業
	介護保険法上のサービス種類	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一合通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス
26	京都府	1	1	1	1	1	1
27	大阪府	1	1	1			
28	兵庫県	1	1	1	1	1	1
29	奈良県						
30	和歌山	1	1	1	1	1	1
31	鳥取県	1	1	1	1	1	1
32	島根県	1	1	1	1	1	1
33	岡山県	1	1	1	1	1	1
34	広島県	1	1	1	1	1	1
35	山口県	1	1	1	1	1	
36	徳島県	1	1	1	1	1	1
37	香川県	1	1	1	1	1	1
38	愛媛県	1	1	1	1	1	1
39	高知県	1	1	1	1	1	
40	福岡県	1	1	1	1	1	1
41	佐賀県	1	1	1	1	1	1
42	長崎県						
43	熊本県	1	1	1	1	1	
44	大分県	1	1	1	1	1	1
45	宮崎県	1	1	1	1	1	1
46	鹿児島	1	1	1	1	1	1
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1

図表 50 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人福祉施設_休廃止と様式数(1)

No.	都道府県	届出対象サービス								届出種類
		老人福祉施設								事業廃止(休止)届
		老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	
	介護保険法上のサービス種類	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—(※)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	—(※)	—(※)	—	様式数
1	北海道	2	2	2	3	3	4	5	6	6
2	青森県	2	2	2	3	3	4	5		5
3	岩手県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
4	宮城県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
5	秋田県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
6	山形県						1			1
7	福島県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
8	茨城県	2	2	2	3	3	4			4
9	栃木県	2	2	2	3	3	4			4
10	群馬県	2	2	2			3			3
11	埼玉県	2	2	2			3			3
12	千葉県	2	2	2			3			3
13	東京都	2	2	2	3	3	4	5	6	6
14	神奈川県	2	2	2			3			3
15	新潟県	2	2	2	3	3	4			4
16	富山県						1			1
17	石川県	2	2	2	3	3	4	5		5
18	福井県	2	2	2		3	4	5	6	6
19	山梨県	2	2	2	3	3	4			4
20	長野県	2	2		3	3	4			4
21	岐阜県	2	2		3	3	4	5	6	6
22	静岡県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
23	愛知県	2	2	2	3	3	4			4
24	三重県	2	2	2	3	3	4	5		5
25	滋賀県	2	2	2	3	3	4	5	6	6

図表 51 現在使用されている申請届出様式の整理状況_老人福祉施設_休廃止と様式数(2)

No.	都道府県	届出対象サービス								届出種類
		老人福祉施設								事業廃止(休止)届
		老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	
	介護保険法上のサービス種類	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	—	—(※)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設	—(※)	—(※)	—	様式数
26	京都府	2	2	2	3	3	4	5	6	6
27	大阪府	2	2	2	3	3	4	5		5
28	兵庫県	2	2	2	3	3		4		4
29	奈良県							1		1
30	和歌山	2	2	2	3	3	4	5	6	6
31	鳥取県	2	2	2	3	3	4			4
32	島根県	2	2	2	3	3	4			4
33	岡山県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
34	広島県	2	2	2	3	3	4	5		5
35	山口県	2	2	2	3	3	4			4
36	徳島県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
37	香川県	2	2	2			3	4		4
38	愛媛県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
39	高知県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
40	福岡県	2	2	2	3	3	4	5		5
41	佐賀県	2	2		3	3	4	5	6	6
42	長崎県									
43	熊本県	2	2	2	3	3	4	5		5
44	大分県	2	2	2	3	3	4		5	5
45	宮崎県	2	2	2	3	3	4	5	6	6
46	鹿児島	2	2	2	3	3	4			4
47	沖縄県	2	2	2	3	3	4	5	6	6

特に都道府県別の状況が分かる養護老人ホームと特別養護老人ホームについては、両サービス、設置の届出と設置認可がすべて別々の様式(合計4つ)の都道府県が 13 箇所、両サービスは同じ様式、設置の届出と設置認可は異なる様式(合計2つ)の都道府県が 22 箇所と様式を分けている都道府県が多かった。また軽費老人ホームにおいては設置の届出と設置認可が別々の様式(合計2つ)の都道府県が 25 箇所、設置の届出と設置認可で同じ様式(合計1つ)の都道府県が 1 箇所であった。その他は事業開始届が公開様式として掲載されていたことを示す。また養護老人ホームと特別養護老人ホームでは公開様式を一部または全て掲載していなかった都道府県が 9 箇所、軽費老人ホームでは 20 箇所であった。

この結果を受けて、本事業にて作成する標準様式案においては、養護老人ホームと特別養護老人ホーム、設置と認可の様式を分けるべきかについて、法令上の届出項目の内容およびサービス別の運営基準の状況を踏まえながら検討を行った。

図表 52 養護老人ホーム/特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム_設置の届出と設置認可における各都道府県の様式公開枚数

養護老人ホームと特別養護老人ホーム					軽費老人ホーム			
両サービス、設置と認可がすべて別々の様式(合計4つ)	両サービスは同じ様式、設置と認可は異なる様式(合計2つ)	すべて同じ様式(合計1つ)	その他	公開様式の抜け漏れあり	設置と認可が別々の様式(合計2つ)	設置と認可で同じ様式(合計1つ)	その他	公開様式の抜け漏れあり
13	22	0	3	9	25	1	1	20

まず、法令上の届出項目について、養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの設置の届出、認可申請の項目ともに双方に一部項目にて差がみられた。一方、養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの設置の届出、認可申請の項目の違いについては、登記事項証明書の提出が設置の届出では地方独立行政法人だけに求められている部分のみである。(認可申請は社会福祉法人のみが対象)

さらに、また、現在の介護保険法の指定届出様式には、介護保険法施行規則上の申請届出事項以外に運営基準に関する項目も追加されており、老人福祉法上の標準様式案についても運営基準に関する同様に追加するためには、養護老人ホームと特別養護老人ホーム別に分ける必要があると考えられた。

これらの結果をもとに検討委員会でも議論を行い、最終的に養護老人ホームと特別養護老人ホームの様式を分け、さらに法令上の異なる申請である申請・認可もすべて別々の様式で分けることとした。

図表 53 養護老人ホームと特別養護老人ホームの老人福祉法施行規則上の届出項目比較 (設置の届出の場合)

共通様式	サービス別の付表	添付書類	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		養護老人ホームと特別養護老人ホーム間で差がある項目
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	
	○		第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地	第二条第一項第一号	施設の名称、種類及び所在地	設置の届出と認可申請間で差がある項目
		○	第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第二条第一項第二号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	
		○	第二条第一項第三号イ	施設の運営の方針			
					第二条第一項第四号イ	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程	
		○			第二条第一項第四号ロ	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	
		○			第二条第一項第四号ハ	職員の勤務の体制及び勤務形態	
	○				第二条第一項第四号ニ	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	
	○		第二条第一項第三号ロ	入所定員			
	○		第二条第一項第三号ハ	職員の定数及び職務の内容			
	○	○	第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	第二条第一項第五号	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	
○			第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日	第二条第一項第六号	事業開始の予定年月日	
		○	第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	第二条第二項	地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。	

図表 54 養護老人ホームと特別養護老人ホームの老人福祉法施行規則上の届出項目比較
(認可申請の場合)

共通様式	サービス別の付表	添付書類	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
			老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、社会福祉法上の記載
○			第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地	第三条第一項	施設の名称、種類及び所在地
○			第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第三条第一項	建物の規模及び構造並びに設備の概要
		○			第三条第一項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
		○	第三条第一項	施設の運営の方針		
○			第三条第一項	入所定員		
		○			第三条第一項	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
○			第三条第一項	職員の定数及び職務の内容		
		○			第三条第一項	職員の勤務の体制及び勤務形態
○					第三条第一項	基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
○		○	第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	第三条第一項	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
○			第三条第一項	事業開始の予定年月日	第三条第一項	事業開始の予定年月日
		○	第三条第二項	登記事項証明書	第三条第二項	登記事項証明書

図表 55 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム関連運営基準の状況

<p>■老人福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100046#Mp-At_7 ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 https://laws.e-gov.go.jp/law/341M50000100019 ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa9961&dataType=0&pageNo=1 <p>※「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和 52 年8月1日付け社老第 48 号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4237&dataType=1&pageNo=1</p> <p>※有料老人ホーム 指導指針 https://www.mhlw.go.jp/content/001347957.pdf</p>

※老人福祉法 第十条の四における「政令で定める基準」:老人福祉法施行令のこと。措置を行う対象者に関する基準であって、サービスそれ自体の基準ではない。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/338CO0000000247>

2) 都道府県が法令上の定めを超えて求める事項

現在使用されている申請届出様式の項目について都道府県が法令上の定めを超えて独自で求めている事項がないかを検討するため、老人居宅生活支援事業の法律上の申請届出項目と都道府県独自の届出項目で整理を行った。一部抜粋した居宅介護支援事業所の結果は以下の通りである。

図表 56 都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業(1)

サービス種類		種別	都道府県の独自項目 (大分類)				事業開始の届出														
事業/施設	老人福祉法		老人福祉法	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、 老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目 (小分類)	都道府県の 独自項目 ○: 大分類追加 △: 小分類追加	老人居宅生活支援事業													
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
							北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県					
老人居宅生活 支援事業	老人居宅介護 等事業、老人子 サービス事業、 老人短期入所 事業、小規模多 機能型居宅介 護事業、認知症 対応型老人共 同生活援助事 業、複合型サ ービス福祉事業	事業開始の届 出	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）				○	○		○		○		○		○				
			第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例				○	○	○	○				○			○	○		
			第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第五号	主な職員の氏名	氏名				△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					職種・経歴・役職					△	○			○	○						
			第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				職員の職種										○							
	事業運営の方針										○										
	その他広域振興局長が必要と認める書類 ※「別途書類を添付」依頼									○											
	条例、定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼									○	○	○		○			○				
	事業計画書及び収支予算書 ※「別途書類を添付」依頼									○							○				
	市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書 ※「別途書類を添付」依頼									○											
	知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼									○											

図表 57 都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業(2)

サービス種類		種別	都道府県の独自項目 (大分類)				事業開始の届出													
事業/施設	老人福祉法		老人福祉法 施行規則 条文	老人福祉法施行規則、 老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目 (小分類)	都道府県の 独自項目 ○：大分類追加 △：小分類分割	老人居宅生活支援事業													
										11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
						埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県					
老人居宅生活 支援事業	老人居宅介護 等事業、老人デ イサービス事業、 老人短期入所 事業、小規模多 機能型居宅介 護事業、認知症 対応型老人共 同生活援助事 業、複合型サ ービス福祉事業	事業開始の届 出	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第五号	主な職員の氏名	氏名		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					職種・経歴・役職		△						○		○					
			第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの地点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			職員の職種				○				○		○		○					
			事業運営の方針				○								○					
			その他広域振興局長が必要と認める書類 ※「別途書類を添付」依頼				○													
			条例、定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼				○								○					
			事業計画書及び収支予算書 ※「別途書類を添付」依頼				○						○							
	市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書 ※「別途書類を添付」依頼				○	○														
	知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼				○			○												

図表 58 都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業(3)⁹

サービス種類		種別	都道府県の独自項目 (大分類)			事業開始の届出												
事業/施設	老人福祉法		老人福祉法	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、 老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目 (小分類)	都道府県の 独自項目 ○：大分類追加 △：小分類分割	老人居宅生活支援事業										
							21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
							岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県		
老人居宅生活 支援事業	老人居宅介護 等事業、老人テ イサーサービス事業、 老人短期入所 事業、小規模多 機能型居宅介 護事業、認知症 対応型老人共 同生活援助事 業、複合型サ ービス福祉事業	事業開始の届 出	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例			○	○	○	○			○	○			○	
			第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第五号	主な職員の氏名	氏名		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					職種・経歴・役職		△				○							
			第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			職員の職種				○	○		○								
			事業運営の方針				○			○								
			その他広域振興局長が必要と認める書類 ※「別途書類を添付」依頼				○											
			条例、定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼				○				○							
			事業計画書及び収支予算書 ※「別途書類を添付」依頼				○				○							
	市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書 ※「別途書類を添付」依頼				○													
	知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼				○													

⁹ 各都道府県の水色の塗りつぶしは公開様式の抜け漏れがあることを示す。

図表 59 都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業(4)

サービス種類		種別	都道府県の独自項目 (大分類)			事業開始の届出												
事業/施設	老人福祉法		老人福祉法	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、 老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目 (小分類)	都道府県の 独自項目 ○：大分類追加 △：小分類分割	老人居宅生活支援事業										
							31	32	33	34	35	36	37	38	39	40		
							鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県		
老人居宅生活 支援事業	老人居宅介護 等事業、老人テ イサーサービス事業、 老人短期入所 事業、小規模多 機能型居宅介 護事業、認知症 対応型老人共 同生活援助事 業、複合型サ ービス福祉事業	事業開始の届 出	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第五号	主な職員の氏名	氏名		△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					職種・経歴・役職		△		○	○		○						
			第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			職員の職種					○	○	○		○						
			事業運営の方針					○								○		
			その他広域振興局長が必要と認める書類 ※「別途書類を添付」依頼					○										
			条例、定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼					○										
	事業計画書及び収支予算書 ※「別途書類を添付」依頼					○												
	市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書 ※「別途書類を添付」依頼					○												
	知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼					○									○			

図表 60 都道府県別届出項目_新規_老人居宅生活支援事業(5)

サービス種類		種別	都道府県の独自項目 (大分類)				事業開始の届出							
事業/施設	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法施行規則 条文	老人福祉法施行規則、 老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	都道府県の独自項目 (小分類)	都道府県の 独自項目 ○：大分類追加 △：小分類分割	老人居宅生活支援事業							
							41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	
老人居宅生活 支援事業	老人居宅介護 等事業、老人デ イサービス事業、 老人短期入所 事業、小規模多 機能型居宅介 護事業、認知症 対応型老人共 同生活援助事 業、複合型サ ービス福祉事業	事業開始の届 出	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容			○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）			○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例			○	○				○	○	
			第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容			○	○	○	○	○	○	○	
			第一条の九 第五号	主な職員の氏名	氏名		△	○	○	○	○	○	○	○
					職種・経歴・役職		△			○	○			○
			第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）				○	○		○	○	○	○
			第一条の九 第七号	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）				○	○	○	○	○	○	○
		第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日				○	○	○	○	○	○	○	
			職員の職種					○			○			
			事業運営の方針					○					○	
			その他広域振興局長が必要と認める書類 ※「別途書類を添付」依頼					○						
			条例、定款その他の基本約款 ※「別途書類を添付」依頼					○		○	○	○	○	
			事業計画書及び収支予算書 ※「別途書類を添付」依頼					○		○	○		○	
	市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書 ※「別途書類を添付」依頼					○								
	知事が指示するもの ※「別途書類を添付」依頼					○								

各都道府県の様式より老人福祉法・社会福祉法で規定されている申請届出項目以外に独自で提出を求めている項目について整理を行った。

有料老人ホームにおいて、都道府県数の多い順に医療施設との連携の内容、次いで市場調査等による入所者の見込みとその他参考資料(知事が必要と認める書類)であった。

図表 61 都道府県個別の独自項目_有料老人ホーム

有料老人ホームの例	
独自項目	都道府県数
事業計画書及び収支予算書	3
市場調査等による入所者の見込み	5
医療施設との連携の内容	7
施設建設に係る見積額が確認できる書類	2
事業に係る資金の調達方法が確認できる書類	1
役員及び施設管理者の履歴書	4
施設の類型 介護付(専用型・混合型)・住宅型・健康型	1
経営者の住所・氏名	1
入居契約上で定める要介護状態になった場合の取扱い	1
各項目の詳細(別紙)	1
重要事項説明書	2
事前協議時からの変更箇所一覧	1
運営管理規定	2
給食業務提携委託契約書	1
設置者の経歴・資産の状況	1
実務を担当する幹部職員の氏名・経歴	1
その他参考資料(知事が必要と認める書類)	5

老人居宅生活支援事業と老人デイサービス事業において、職員の職種の記載を求める都道府県は 11 箇所と 4 箇所であった。

図表 62 都道府県個別の独自項目_老人居宅生活支援事業

老人居宅生活支援事業の例	
独自項目	都道府県数
職員の職種	11
事業運営の方針	4

図表 63 都道府県個別の独自項目_老人デイサービス事業

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの例	
独自項目	都道府県数
職員の職種	4
施設の運営の方針	1

養護老人ホームでは施設の地理的状況の記載を求める都道府県が 11 箇所、特別養護老人ホームでは入所定員の記載を求める都道府県が 10 箇所であった。

図表 64 都道府県個別の独自項目_養護老人ホーム特別養護老人ホーム

養護老人ホームの例	
独自項目	都道府県数
設置主体	1
経営主体	1
施設の地理的状況	11
設備の概要(種類・数量)	9

図表 65 都道府県個別の独自項目_特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームの例	
独自項目	都道府県数
入所定員	10
施設の地理的状況	5
入所者の処遇の内容及び費用の額	3
その他施設の運営に関する重要事項	3

軽費老人ホームでは施設の所在地の記載を求める都道府県が 17 箇所、次いで入所定員が 13 箇所、老人福祉センターでは事業開始年月日の記載を求める都道府県が 15 箇所、次いで施設の名称・所在地が 13 箇所の順であった。

図表 66 都道府県個別の独自項目_軽費老人ホーム

軽費老人ホームの例	
独自項目	都道府県数
申請者	5
法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	11
生年月日	1
代表者の職	2
施設の所在地	17
施設の目的	1
入所定員	13
現在員	1
事業経営の方法及び入所者に対する処遇の方法	1
設置者が法人団体の場合の代表者氏名	1
主要な設備の名称及び員数	1
電話番号	2
電子メール	1
経営主体(氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況)	1
施設の運営の方針	5
職員の定数及び職務の内容	8
施設の地理的状況	5
施設の利用料金	1
土地の状況	1
その他/参考事項	1

図表 67 都道府県個別の独自項目_老人福祉センター

老人福祉センターの例	
独自項目	都道府県数
施設の名称・所在地	13
施設の地理的状况	4
施設の運営方針	4
施設管理者の氏名・経歴	3
事業開始年月日	15
事業経営の方法	2
事業計画書及び収支予算書	2
設置・経営主体	2
職員の状況(勤務の体制及び勤務形態、定数及び職務の内容)	3
建物の規模及び構造並びに設備の概要	5
施設の位置図及び平面図	3
収容人員・利用料の有無及びその金額	2
利用者に対する処遇の方法	1
その他参考資料・事項	3

2.4 調査のまとめ

今回の基礎調査の結果を受けて、老人福祉法上等での申請届出の際に作成する様式の種類、様式に含むべき申請届出項目について整理を行い、後述する標準様式案の作成を行った。詳しい検討結果については、「3.3 検討結果」にて説明する。

3. 標準様式案の作成

3.1 検討の目的

前章にて把握した介護サービス事業所による老人福祉法上の申請届出の状況を踏まえ、オンライン化の実現に向けた申請届出様式及び項目の標準化を目的として、老人福祉法上の申請届出に関する標準様式案の検討・作成を行った。なお標準様式案の作成にあたっては、以下二点を検討の前提とした。

- 介護サービス事業所が行う介護保険法上の申請届出において現在使用されている「厚生労働大臣が定める様式」を、本事業にて作成する老人福祉法上の申請届出様式の土台とすること。
- 申請届出に係る文書は、申請届出書及び付表とその添付書類により構成され、本事業においては前者の標準様式を検討の対象とすること。

3.2 検討上の論点

標準様式案の作成時に検討した論点は以下のとおり。

図表 68 標準様式に関する論点

論点		概要
(1)	作成する様式の種類	老人福祉法上のサービスや申請届出の種類に応じて、様式を個別に作り分けるべきか。
(2)	様式に含むべき申請届出項目	法定上の申請届出項目の他に、各種様式上に掲載すべき項目をどのように設定するか。
1)	事業所管理効率化の観点から追加すべき事項	自治体が事業所を管理する上で必要となる申請届出項目として、どのようなものが考えられるか。
2)	基準省令上確認することが望ましい事項	省令にて定められている各サービスの基準のうち、事業者による基準の順守状況を自治体が確認するため申請届出項目に含むべきものはあるか。
3)	都道府県が独自に求めている事項	現状において各都道府県が独自に追加している申請届出項目について、標準様式上での取り扱いをどのように考えるか。
4)	添付書類として求めるべき事項	法定上の申請届出項目や、上記論点を踏まえ追加された項目のうち、標準様式の添付資料として提出を求めるべきものはあるか。

3.3 検討結果

標準様式案に関する検討の結果は論点別に以下のとおり。作成した具体的な標準様式案については、別添資料 2 標準様式案を参照されたい。

(1) 作成する様式の種類

前章にて把握された各都道府県における申請届出の実態や、検討委員会での議論を踏まえ、老人福祉法上の申請届出に関する以下に述べる区分ごとに様式を分けて作成することとした。

- 事業区分(老人居宅生活支援事業／老人福祉施設)
- 根拠法令区分(老人福祉法／社会福祉法)
- 申請届出の種類(事業開始／設置／認可申請／変更／休廃止)

またサービス別に必要となる申請届出項目が異なる場合には、上記区分内においてさらにサービス別に様式を分けて作成した。考えられる様式の種類の具体的内容(計 17 種類)は図表 69 のとおりである。

老人居宅生活支援事業については、サービス間で法定上の申請届出項目にあまり差がないことから、事業開始、変更、廃止または休止のそれぞれに対してサービス共通の様式を1つずつ作成することとした。老人福祉施設については、根拠法令や申請届出の種類によって区分が細かく分かれるため、それに応じて様式を分けて作成することとした。また特別養護老人ホームや有料老人ホーム等については、基準上確認することが望ましい事項がサービスによって異なると考え、それぞれ独立した様式を作成することとした。

図表 69 標準様式案一覧

No.	事業の種類	申請届出の種類	根拠法令	様式の種類	サービスの種類	備考
1	老人居宅生活支援事業	事業開始の届出	老人福祉法	届出書	(サービス共通様式)	
2	老人福祉施設	設置の届出	老人福祉法	届出書	(サービス共通様式)	
3	老人福祉施設	設置の届出	老人福祉法	付表	養護老人ホーム	左記サービスの場合に、No.2の付表として提出を求める
4	老人福祉施設	設置の届出	老人福祉法	付表	特別養護老人ホーム	左記サービスの場合に、No.2の付表として提出を求める
5	老人福祉施設	設置の届出	老人福祉法	付表	有料老人ホーム	左記サービスの場合に、No.2の付表として提出を求める
6	老人福祉施設	設置の届出	社会福祉法	届出書	軽費老人ホーム	
7	老人福祉施設	設置認可の申請	老人福祉法	申請書	養護老人ホーム	
8	老人福祉施設	設置認可の申請	老人福祉法	申請書	特別養護老人ホーム	
9	老人福祉施設	設置認可の申請	社会福祉法	申請書	軽費老人ホーム	
10	老人福祉施設	事業開始の届出	社会福祉法	届出書	老人福祉センター	
11	老人居宅生活支援事業	変更届出	老人福祉法	届出書	(サービス共通様式)	
12	老人福祉施設	変更届出	老人福祉法	届出書	(サービス共通様式)	
	老人福祉施設	変更届出	老人福祉法	付表	養護老人ホーム	No.3と同じ
	老人福祉施設	変更届出	老人福祉法	付表	特別養護老人ホーム	No.4と同じ
	老人福祉施設	変更届出	老人福祉法	付表	有料老人ホーム	No.5と同じ
13	老人福祉施設	変更届出	社会福祉法	届出書	軽費老人ホーム	
14	老人福祉施設	変更届出	社会福祉法	届出書	老人福祉センター	
15	老人居宅生活支援事業	廃止又は休止の届出	老人福祉法	届出書	(サービス共通様式)	
16	老人福祉施設	廃止又は休止の届出	老人福祉法	届出書	(サービス共通様式)	
17	老人福祉施設	廃止又は休止の届出	社会福祉法	届出書	(サービス共通様式)	

(2) 様式に含むべき申請届出項目

(1)にて作成することとした様式それぞれに対して、法定上の申請届出項目の他に盛り込むべきものを論点別に検討した結果は以下のとおり。

図表 70 検討結果:様式に含むべき申請届出項目

	論点	検討結果
1)	事業所管理効率化の観点から追加すべき事項	介護保険法上の申請届出において現在使用されている「厚生労働大臣が定める様式」に掲載されている項目のうち、事業所管理効率化の観点から盛り込まれているものは、本事業で作成する標準様式案においても同様に追加する。
2)	基準省令上確認することが望ましい事項	介護保険法上の申請届出において現在使用されている「厚生労働大臣が定める様式」に倣い、設備及び運営に関する基準が設けられているサービス(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センター)については、人員配置及び設備基準の状況を把握するための項目を追加する。また、有料老人ホームについても、設置運営標準指導指針に則して同様の項目を追加する。
3)	都道府県が独自に求めている事項	上記 2)にて追加することとした申請届出項目を除くと、過半数以上の都道府県が共通して求めている独自項目は存在しない。従って都道府県が追加情報を必要とする場合には添付書類によって提出を求めることとし、標準様式には都道府県の独自項目を追加しない。
4)	添付書類として求めるべき事項	以下の条件を満たすものは申請届出の添付書類として提出を求めることとし、標準様式の項目には盛り込まない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法定上の申請届出項目のうち、指定された様式に当該情報を落とし込むことが不適切なもの、または当該作業に係る事業者の事務負担が大きいもの(登記事項証明書、運営規程等) ➤ 都道府県が独自に提出を求めるもの

(3) 都道府県への意見照会

(1)(2)での検討により作成した標準様式案について、より現場での事務に沿った様式とするため、都道府県の担当者に対して意見照会を実施した。意見照会の概要、及び収集された回答は以下の通り。

1) 実施時期

2025年3月

2) 方法

意見照会は電子メールにより依頼し、電子メールの返信により回答を収集した。

3) 対象

8都道府県を対象として意見照会を実施した。

4) 結果

照会を実施した8都道府県のうち、7都道府県から回答を収集した。得られたご意見、及び標準様式案への反映内容の概要は以下の通り。

図表 71 都道府県への意見照会結果

ご意見	標準様式案への反映内容
<p>【各様式案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様式 No.1・2について、「事業を行おうとする区域」を記載する欄を追加してほしい。 ● 様式 No.1・2・11 について、当県では「主な職員」の「生年月日」及び「住所」の記載は求めている。 ● 様式 No.3～5について、設置届を変更届としても使用する場合、変更届として提出した際のために「変更日、変更理由」の記載箇所を追加してほしい。 ● 様式 No.5について、老人福祉法施行規則第二十条の五における第一号、第四号～第八号、第九号のうち居室数、第十一号～第十六号の項目の記入欄が不足している。 ● 様式 No.5について、従業者の職種・員数の欄に「その他」を追記してほしい。(事務員などもあるため) ● 様式 No.5について、居室数と定員数は関連性が高いため、並べて記載できるようにしてほしい。 ● 様式 No.5について、常勤換算後の人数を記載させるにも関わらず、有料老人ホームの重要事項説明書では特定施設以外は不要となっております不整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式 No.1・2・11・12に「事業を行おうとする区域」の自由記述欄を追加。 ● 様式 No.1～9・11～13 で「主な職員」や「施設長」の「生年月日」及び「住所」の記入欄を削除。※有料老人ホームを除く ● 「変更年月日」は様式 No.11・12 に記載欄あり。「変更の理由」は老人福祉法施行規則上明確に求められている事項ではない。 ● 老人福祉法施行規則第二十条の五、第一号、第四号～第八号、第十一号～第十六号は添付書類としての提出を想定。第九号の居室数については様式 No.2 に欄あり。 ● 運営基準で配置数を定めている職種のみ欄を設ける。 ● 入居定員の欄と居室の欄を並べるよう修正。 ● 重要事項説明書への記載事項についてのご指摘。

<p>合となるため、重要事項説明書も並べて記載を必要としてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様式 No.12 について、「老人デイサービスセンター等の設置の届出」と「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出」と「有料老人ホームの設置者の報告事項」では届出が必要な項目が異なるため、届出ごとに記載が必要な項目が分かるような様式としてほしい。 ● 様式 No.12 について、有料老人ホームでは届出が不要な項目が多々あり、事業者にとって非常に分かりづらい。他の種別で必要な届出であるものについて「この場合も届出がいるのか？」といった不要な質疑応答の事務が増える結果につながると予測されるため、種別によって異なる様式とするか、種別を選択すると必要な変更内容のみ表示されるように仕様を検討してほしい。 ● 様式 No.12 について、項目には落としきれない変更内容もある可能性があることから「その他」の欄も設けてほしい。 ● 様式 No.12 について【事業の種類】とは、何を記載すればよいのか不明瞭である。選択肢とする等してほしい。 ● 様式 No.12 について、付表で管理者の記載をさせるのであれば、「施設長」の欄は不要と考えられる。(記載を必須とするのであれば呼称を付表と統一して「管理者」が良い。) ● 様式 No.12 について、職員の定数及び職務の内容について、有料老人ホームとしては当該記載欄は不要であるため記載不要にしてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ● 様式 No.13 について、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置者である場合は、変更について都道府県知事の認可が必要なため、別途様式を作成する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● 様式 No.16 について、社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者である場合は、定員の増加・減少や廃止・休止について都道府県知事の認可が必要なため別途様式を作成する必要がある。 ● 様式 No.17 について、社会福祉法には「休止」の概念が存在しない。 <p>【様式案全体について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基準省令上確認することが望ましい事項、及び事業所管理効率化の観点から追加すべき事項について、簡略化を希望する。介護保険法の届出や添付書類で当該項目の確認は可能であり、介護保険法の届出と様式の見た目が類似していることで、事業所側に混乱を招く恐れがあるため。 ● 介護保険事業所番号及び法人番号入力欄は、番号の入力・転記を用意するため1桁1桁の記入欄ではなく、1枠にまとめて番号(10桁又は13桁)を入力させる形式にしてほしい。 ● 添付書類について、「別添のとおり」と様式へ記載する形式では、申請者の添付もれ、提出を受ける事務担当の認識不足による添付指示もれが懸念される。法令上必要となるもので添付書類として提出を求めることが適当である書類については、「別添のとおり」ではなく実際に添付書類として提出が必要な内容を記載してほしい。 ● 現在の標準様式案のフォントは「MS Pゴシック」となっているが、このフォントはディスプレイ上に表示される文字の線が細く、視認性が悪い。ディスプレイ上で見やすいフォントに変更してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ● 【申請届出等のオンライン化について】 ● 現在、老人福祉法の届出様式は各自治体が独自様式を定めているが、介護保険法の申請届出様式と同様に、国が定めた様式を用いることが義務化されるのか。 ● 老人福祉法の届出のオンライン化について、既存の厚労省電子申請システムの機能改修等に対応するのか、別のシステムを新設するか。介護保険法と老人福祉法の届出内容が重複する場合でも、事業者は介護保険法と老人福祉法のオンライン申請を別々に行い、行政側も別々に審査することに 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置の届出については既にサービス別に付表を作成済み。 ● 老人福祉施設の種類ごとに変更届出が必要な項目を整理した参考資料を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「その他」の項目を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の種類を選択肢で記入できる形式に変更。 ● 「施設長」を「施設長/管理者」に修正。有料老人ホームの付表からは管理者の欄を削除。 ● 有料老人ホームの場合は「職員の定数及び職務の内容」の欄の記入が不要な旨を明記。 ● 文書のタイトルを変更届出書/設置許可事項変更申請書とする。あわせて、様式 No.9 の文書タイトル「認可」から「許可」に修正。 ● 入所定員の減少・増加時の届出(認可申請)書も兼ねる形式に修正。 ● 休止に関する記載を削除。 <ul style="list-style-type: none"> ● 老人福祉法のみ提出の場合があるため、完全削除は難しい。また、介護保険法上の申請届出との内容の重複については、オンライン化が行われればプリセットで対応可能。 ● 1枠にまとめて入力できる形式に変更。 ● 介護保険法上の様式に倣い、「別添のとおり」との記載とする。 ● 介護保険法上の様式に倣い、「MS Pゴシック」とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 行政側の審査負担を考慮し、介護保険法と老人福祉法の届出内容が重複している場合には同時に審査可能なシステムの仕様を検討する。※様式についての対応はなし。
--	--

なるの。事務効率化のため、内容が重複するものは介護保険法と老人福祉法の届出を同時に入力・提出・審査できるようにしていただきたい。	
--	--

3.4 今後の課題

本事業で作成した標準様式案は今後、全国一律の様式として各都道府県で使用されるとともに、申請届出のオンライン化にあたってはその内容がシステムに反映されることが想定される。この点を見据えると、作成した標準様式案に関する今後の課題としては次の三点が考えられる。

第一に、標準様式案の使用が始まると、様式の切替に伴って介護サービス事業者の事務負担が一時的に増加することが予想される。特に、都道府県間で切替のタイミングに差が生じる場合、それは申請届出に関する過渡期的なローカルルールが発生する要因にもなり得る。従って標準様式の使用開始時には事業者の負担軽減を念頭に置きつつ、すべての都道府県で同時に様式が切替られるような方法を検討することが考えられる。

第二に、本事業にて検討した標準様式案では、審査の都合上から都道府県が必要とする場合には、申請届出書の添付資料として追加情報の提出を求めることが想定されている。そのため、仮に多くの都道府県にとって標準様式案に掲載されている項目が不足のある内容となっていた場合、追加で提出を求める添付資料の種類が増え、かえって介護サービス事業者の文書負担を増大させてしまう恐れがある。そのため標準様式の使用開始後は、都道府県における審査事務の変化や事業者における文書負担の軽減状況について、改めて実態を把握する必要がある。

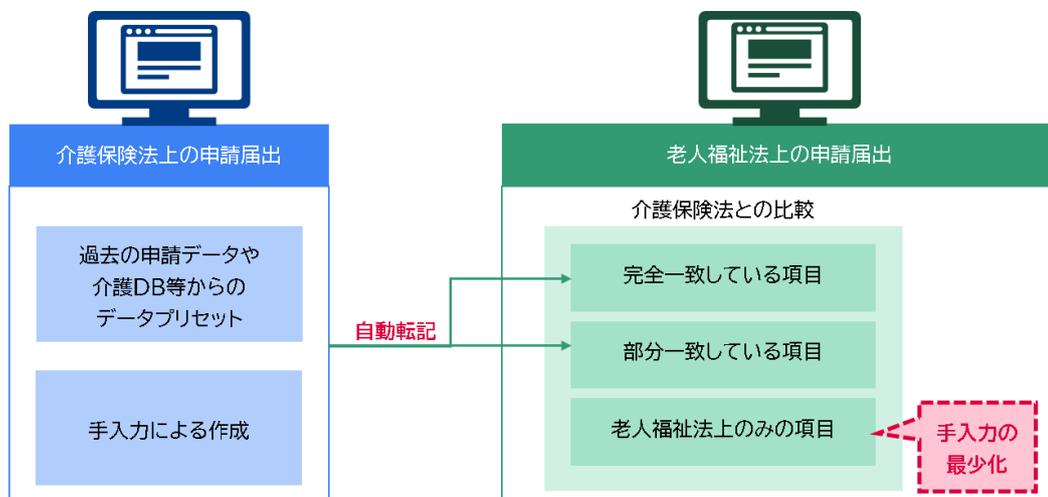
最後に、本事業では、添付書類として提出を求める項目を除いた申請届出書部分を標準様式の検討の対象としたが、介護サービス事業者の事務負担軽減を考えれば、将来的には添付書類についても、提出を求める範囲やその様式をできる限り標準化していくことが望ましい。従ってこの点については、標準様式の運用が開始された後の状況を踏まえつつ、必要に応じて改めて検討することが考えられる。

4. 電子申請届出システムによる申請・届出時の課題整理

現在の介護保険法の申請届出については、電子申請届出システム上で過去の申請データや介護DB等からのデータプリセット等による負担軽減策が講じられており、老人福祉法上の申請届出を電子で行う際にも同様の策が必要と考えられる。電子申請届出システムによる申請・届出時に考慮すべき事項については以下の4点が考えられる。

- 申請先:都道府県以外に権限移譲している場合の取り扱いについて、現在の電子申請届出システム上でも権限移譲をしている場合、指定権者個別のマスタで権限設定をしている。同様に、老人福祉法上の申請届出についても、都道府県個別に設定を行う方向で解決できる。(市町村にて一次受付をし、都道府県進達の場合は、システム外で従来の手続きを続けていただく)
- 基本画面構成:介護保険と同様、様式+付表のウェブ入力画面+添付書類のファイル添付の構成とする。
- 様式+付表のプリセットの入力負担軽減策:介護保険の場合、介護保険事業所番号で検索し、過去の申請データ・介護DBからプリセットを可能としているが、老人福祉法上でも同様の入力負担軽減ができるかについて検討が必要である。(負担軽減策の具体的内容については、特に、介護保険法上と老人福祉法上の申請届出の両方が必要な場合、同じ項目を重複入力することがないように、介護保険法との比較を行った上で類似した項目については自動転記等による負担軽減を図ることが望ましいと考えられる。この自動転記等による負担軽減策については、介護保険事業所の有無や介護保険法上と老人福祉法上の申請届出のタイミングを考慮する必要があるが、先行申請分や過去の申請のデータ、現在の介護保険の電子申請上で実装されている付表間コピー機能を活用しながら、同じ項目を重複入力することのないようにシステムを構築することは可能と考えられた。図表 73 を参照)
- 受付結果登録:介護保険の申請ではなく、老人福祉法は「届出」であるため、結果登録が必須ではないが、都道府県の実情も踏まえて、介護保険同様の結果登録(受付開始→受付済み)にするかは今後、引き続き検討が必要である。

図表 72 老人福祉法の申請届出の電子申請による負担軽減策のイメージ



特に、介護保険法上と老人福祉法上の申請届出の両方が必要な場合、同じ項目を重複入力することがないように、介護保険法との比較を行った上で類似した項目については自動転記等による負担軽減を図ることが望ましいと考えられる。この自動転記等による負担軽減策については、介護保険事業所の有無や介護保険法上と老人福祉法上の申請届出のタイミングを考慮する必要があるが、先行申請分や過去の申請のデータ、現在の介護保険の電子申請上で実装されている付表間コピー機能を活用しながら、同じ項目を重複入力することのないようにシステムを構築することは可能と考えられた。

図表 73 自動転記等による入力負担軽減策の検討

類型	申請届出のタイミング	例	入力負担軽減策	備考
介護保険事業所あり	老人福祉法が先	新規認可	後から申請される分に、先行申請分の類似した項目のデータをプリセット	<ul style="list-style-type: none"> ・プリセットする項目は本事業で整理した結果を活用(図表74 法令上で定められている申請届出事項の比較結果(1)【再掲】) ・基本は、介護保険事業所番号をキーとしてデータプリセットや自動転記等を行う
	介護保険法が先			
	介護保険法・老人福祉法同時	変更届、休廃止	介護保険同様、先に入力する申請届出は過去のデータからプリセットを行い、もう片方の申請届出は付表間コピー機能を活用して自動転記	
介護保険事業所なし	老人福祉法のみ	軽費老人ホーム等	過去の申請データからプリセット	プリセットデータの呼び出し方(介護保険では事業所番号)についてはG-biz IDを活用し、施設別のメンバーIDを利用する方向で別途検討が必要

図表 74 法令上で定められている申請届出事項の比較結果(1)【再掲】

サービス種類			種別		老人福祉法 施行規則条 文	老人福祉法施行規則、老人福祉法上、 社会福祉法上の記載	介護保険法施行規則条文			
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉 法	介護保険 法			訪問介護	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	第一号 訪問事業
老人居宅生 活支援事業	老人居宅介 護等事業	訪問介護 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護 夜間対応型 訪問介護 第一号訪問 事業	事業開始 の届出	新規指定	第一条の九 第一号	事業の種類及び内容				
					第一条の九 第二号	経営者の氏名及び住所（法人であるとき は、その名称及び主たる事務所の所在地）	第百十四条第 一項 第二号	第百三十一 条の二第一 項 第二号	第百三十一 条の三第一 項 第二号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第二号
					第一条の九 第三号	届出者の登記事項証明書又は条例	第百十四条第 一項 第四号	第百三十一 条の二第二 項 第四号	第百三十一 条の三第一 項 第四号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第四号
					第一条の九 第四号	職員の定数及び職務の内容	第百十四条第 一項 第七号	第百三十一 条の二第一 項 第七号	第百三十一 条の三第一 項 第七号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第八号
					第一条の九 第五号	主な職員の氏名		第百三十一 条の二第一 項 第六号	第百三十一 条の三第一 項 第六号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第七号
							第百十四条第 一項 第六号			
					第一条の九 第六号	事業を行おうとする区域（市町村の委託 を受けて事業を行おうとする者にあつては、 当該市町村の名称を含む。）	第百十四条第 一項 第七号	第百三十一 条の二第一 項 第七号	第百三十一 条の三第一 項 第七号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第八号
					第一条の九 第八号	事業開始の予定年月日	第百十四条第 一項 第三号	第百三十一 条の二第一 項 第三号	第百三十一 条の三第一 項 第三号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第三号
							第百十四条第 一項 第一号	第百三十一 条の二第一 項 第一号	第百三十一 条の三第一 項 第一号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第一号
							第百十四条第 一項 第五号			
								第百三十一 条の二第一 項 第五号	第百三十一 条の三第一 項 第五号	
										第百四十条の 六十三の五第 一項 第五号
							第百十四条第 一項 第五号の 二			第百四十条の 六十三の五第 一項 第六号
							第百十四条第 一項 第八号	第百三十一 条の二第一 項 第八号	第百三十一 条の三第一 項 第八号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第九号
							第百十四条第 一項 第七号	第百三十一 条の二第一 項 第七号	第百三十一 条の三第一 項 第七号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第八号
							第百十四条第 一項 第九号	第百三十一 条の二第一 項 第九号	第百三十一 条の三第一 項 第九号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第十号
							第百十四条第 一項 第十号	第百三十一 条の二第一 項 第十号	第百三十一 条の三第一 項 第十号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第十一 号
							第百十四条第 一項 第十一 号	第百三十一 条の二第一 項 第十一号	第百三十一 条の三第一 項 第十一号	第百四十条の 六十三の五第 一項 第十二 号

図表 75 法令上で定められている申請届出事項の比較結果(2)【再掲】

サービス種類			種別		介護保険法施行規則上の記載	一致状況 ○：完全一致 △：部分一致 －：老人福祉法上にのみ存在 ■：運営規程内の項目と一致 空欄：介護にのみ存在	老人福祉法の届出項目の分類	
事業/施設	老人福祉法	介護保険法	老人福祉法	介護保険法			様式	添付書類
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業	事業開始の届出	新規指定	※介護保険法上施行規則上に記載は無いが、申請届出様式上で判別可能	○	○	
					申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	△	○	
					申請者の登記事項証明書又は条例等	○		○
					運営規程（二 従業者の職種、員数及び職務の内容）	■	○	
					事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○	
					事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	
					運営規程（五 通常の事業の実施地域）	■	○	
					当該申請に係る事業の開始の予定年月日	○	○	
					事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地			
					事業所の平面図			
					事業所の平面図及び設備の概要			
					建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要			
					利用者の推定数			
					利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
					運営規程			
					当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態			
					法第七十条第二項各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）			
その他指定に関し必要と認める事項								

今後、本事業にて作成した標準仕様案について厚生労働省側での検討を行い、正式な標準仕様をもとに上記にて整理した電子申請届出システムによる申請・届出時の課題を反映した電子申請届出システムの改修により、介護保険法同様に、老人福祉法上の電子申請届出が実現されることで、介護事業所等の文書負担軽減が図れることが期待される。

別添資料

- 別添資料1_老人福祉法上の申請届出に関する基礎調査結果
- 別添資料 2_老人福祉法上の申請届出等の標準様式案

令和 6 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究 報告書

令和 7(2025)年3月発行

株式会社三菱総合研究所
ヘルスケア事業本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
TEL 03(6858)0503 FAX 03(5157)2143

本事業は、令和 6 年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。